# 令和４年４月より建設業許可・経営事項審査などの申請方法が変わります。

現在、建設事務所に申請いただいている建設業許可等については、令和４年４月より県庁（建設政策課）への郵送申請（※）になります。

※当面、建設事務所への持参提出も可能です。この場合、建設事務所から県庁へ書類が転送されます。

**≪対象となる申請等≫**（新規・更新・変更等を含む）

- **建設業の許可・認可**　・**経営事項審査**　・**解体工事業の登録**
- **浄化槽工事業の登録**　・**住宅瑕疵担保履行法に基づく報告（建設業に係るもの）等**

（長野県建設工事等入札参加資格審査については、引き続き建設事務所への申請となります。）

## 令和４年３月まで

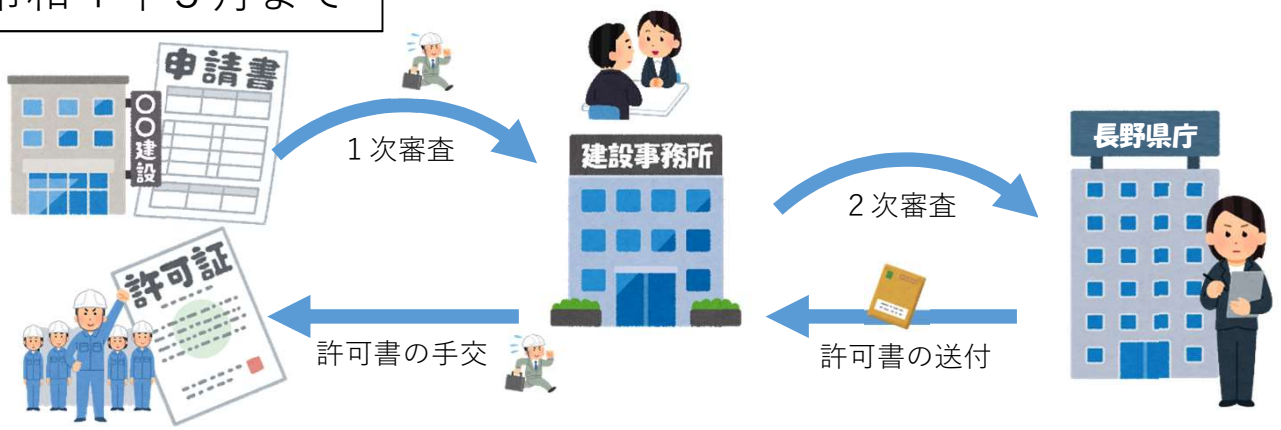


- **申　　請**　：申請者の所在地域を所管する建設事務所に申請（直接）
- **審　　査**　：建設事務所及び県庁で二段階審査
- **許可通知等**：建設事務所に来庁して直接交付（経営事項審査は、申請者に郵送）

## ４月から

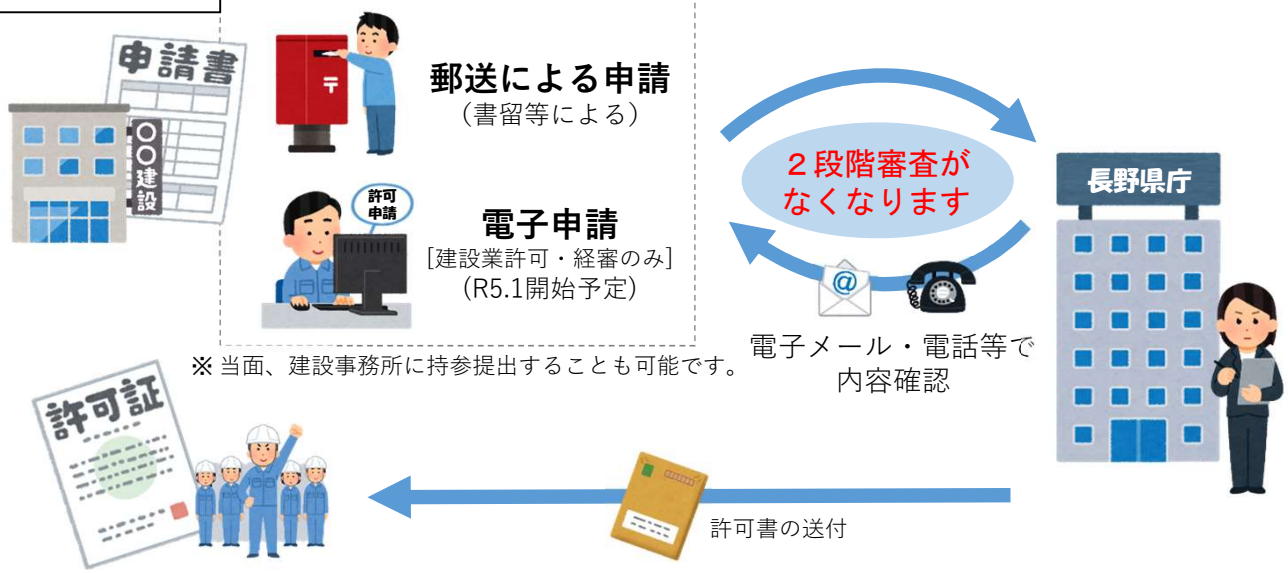


- **申　　請**　：**県庁（建設政策課）に郵送等により申請**（当面、建設事務所への持参提出も可）
  （建設業許可及び経営事項審査については、令和５年１月から電子申請がスタート（予定））
- **審　　査**　：**県庁（建設政策課）において一元審査**
- **許可通知等**：**申請者に直接郵送**

## ４月から提出書類を簡素化します

**令和４年４月１日受付分より、以下のとおり、提出書類の一部が不要となります。**

（詳細は、下記長野県HPを参照してください。）

### ○ 建設業許可

■不要となる提出書類

・経営管理者・専任技術者の常勤性確認のための**住民票**

・営業所確認のための**登記簿謄本、賃貸借契約書、案内図等**

・建設業法施行令第３条使用人の権限等確認のための**健康保険証、委任状等**

・経営管理者の経験年数確認のための**建設業許可通知書**

### ○ 経営事項審査

■不要となる提出書類

・全従業員の健康保険加入確認のための**賃金台帳・保険料支払い簿等**

■一部不要となる提出書類

・工事経歴書 に記載の工事に係る**契約書・請求書等**

## ４月から相談体制が変わります

**審査を県庁に一元化することに伴い、申請者との相談も県庁職員が行います。**

［土日祝日を除く 8:30～17:00］

### ○ 電子メール・電話等による相談

電子メール（kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp）や電話（026-235-7293）による相談は、県庁（建設政策課）職員が対応します。

### ○ 建設事務所からオンラインによる相談

建設事務所にお越しいただければ、県庁(建設政策課)職員がオンラインで相談に対応します。

※安曇野、須坂、千曲建設事務所を除く。

**月に２回程度、現地相談窓口を開設します。**

### ○ 現地相談窓口の開設

行政書士等の専門家が建設業許可の申請方法などのアドバイスを行う相談窓口を県内各地に開設します。

※北信・中信・南信・東信それぞれ毎月２回程度の開催を予定しています。
詳しい日程や開催場所等つきましては、今後下記の県HPにおいてご案内します。

（建設事務所では、上記オンライン相談の案内は行いますが、相談業務には対応できません。）

**○詳細については、長野県HPを参照してください。**

長野県公式HP ⇒ 社会基盤 ⇒ 建設・建築・開発 ⇒ 建設業 ⇒ 建設業の許可について

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4syuyakuka.html

【連絡先】〒380-8570（県庁専用郵便番号につき住所記載不要）
長野県 建設部 建設政策課 建設業係
TEL : 026-235-7293 , E-Mail : kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

長野県　建設業許可 で検索